

監査報告書

公益社団法人福岡医療団

理事長 舟越 光彦 殿

2026 年 6 月 5 日

公益社団法人福岡医療団

監事 杉本 芳彦



監事 伊藤 恭恵子



監事 小山 譲



監事 徳永 三和子



私たち監事は、2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及び附属明細書について検討しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係わる計算書類等（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書、財産目録）について検討しました。

2 監査意見

（１） 事業報告等の監査結果

一、「2025 年度事業報告」は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているもの

と認めます。

二. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

一. 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書、財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

二. 会計監査人による監査の方法及び結果は、相当と認めます。

以上